

令和4年大口町教育委員会1月定例会議

令和4年 1月27日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第1号 学校給食用物資納入業者の指定について

議案第2号 給食費の改定について

日程第4 連絡・報告事項

(1) 学校生活管理指導表の作成に係る助成について

(2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

日程第5 その他

出席者

教 育 長	長 屋 孝 成	教育長職務代理者	水 谷 恵 子
委 員	丹 羽 茂 文	委 員	鈴 村 由 布 子
委 員	舟 橋 由 治		

説明のため出席した者

生涯教育部長兼 町史編さん室長	社 本 寛	学校教育課長	松 井 宏 之
学校教育課主幹兼 派遣指導主事	江 口 孝一郎	学校教育課長 補佐兼指導主事	實 松 大 祐
学校給食センター 主幹兼所長	丹 羽 清 人	生涯学習課長	丹 羽 武 弘

図書館主幹兼
図書館長 鈴木 加代子

町史編さん室主幹
兼町史編さん室次長 木浪 浩行

◎開会

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 それでは、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年大口町教育委員会1月定例会を開会します。

本日の現在の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、傍聴人はございません。

(午前 9時29分)

◎日程第1 教育長報告

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 日程第1、教育長報告をお願いします。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

1年で最も寒い時期を迎えておりますが、早く春が来ないかな、そんな気持ちでいっぱいあります。とりわけ今年の冬は例年に比べて寒いようでありまして、またこれに追い打ちをかけるように、新型コロナウイルス感染症防止に日本中、力を入れているところであります。

この件につきましては、第5波が大口町におきましては10月1日に1人出て、ずうっとそれで終息をしたような状態でありましたが、1月9日に1人出て、そして本日まで毎日県のほうで発表される感染者の数を見ておりますと、本当に爆発的に感染者が増加をしております、これは大口町もそのうちの1つであるというふうに思っております。

1月に入りまして3学期が始まりまして、それぞれ各小・中学校におきましても、陽性者が時々出る、あるいは濃厚接触者が出てくるという状況が続いております。

学校教育課におきましては、お手元に届いているかと思いますが、収束に向けて、感染予防ということで保護者の協力がとても大事であるというようなことから、文書を発送して、感染予防を徹底していきたいということで進めている、そういう状況であります。

そのような中、幾つかの大きな催物、行事等、中止とか延期というふうになったわけですが、今年も成人の集いにつきましては予定どおり中央公民館の集会室で行われました。殊のほか、今年の成人になる人たちの式に臨む態度というのは、ここ最近、本当にきちっとした若者が多いわけですけれども、本当にしっかりした態度で式に臨んで、そして代表による大人になるための決意というような言葉にも感銘を受けるほどの内容でよかったなあと思っております。

それから、1月には事務協の1月会議が開かれましたが、ここでは主に令和4年度に向けての予算書の審議がされたことぐらいであります。

それから私のほうとしましては、令和4年度の教職員の人事異動についてですけれども、事務所と打合せをし、そして1月31日にもう一度教育長面談を行いまして、大方方向性がこれで

決まるという予定になっております。

報告事項につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○**社本生涯教育部長兼町史編さん室長** ありがとうございます。

それでは、日程第2以降は教育長よろしくお願いいたします。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○**長屋教育長** では、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、水谷恵子教育長職務代理者と丹羽茂文委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第3 議 題

議案第1号 学校給食用物資納入業者の指定について

○**長屋教育長** 続きまして、日程第3に入ります。

議案第1号 学校給食用物資納入業者の指定について、事務局、お願いします。

○**丹羽学校給食センター主幹兼所長** それでは、学校給食センターからは2議案の審議をお願いいたします。

議案第1号 学校給食用物資納入業者の指定について。

学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱（平成10年教委告示第3号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり指定するものとする。令和4年1月27日提出。大口町教育委員会教育長長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、令和4年・5年度学校給食用物資納入業者の指定をする必要があるからである。

令和4年・5年の学校給食用物資納入業者の指定について、2ページにわたり掲載をさせていただいておりますが、1番の公益財団法人愛知県学校給食会をはじめ、次ページの一番下、米印の社会福祉法人おおぐち福祉会まで23の業者、または団体の名称、所在地、代表者、納入希望品名、食品衛生監視点数が示されております。

新規の参入業者はございませんでした。

右端の食品衛生監視点数とは、所轄の保健所が立入検査を行いまして、施設の構造や食品取扱設備、機械器具等を調査いたしまして、管理運営が衛生的に維持されているかどうかを細部にわたり基準を設け、100点満点として点数をつけるものでございます。

それで、これらの業者は、昨年12月に令和4年と令和5年の学校給食用物資を納入したいということで申請をいただいたものでございます。

給食の食材の調達につきましては、いづれどこから誰からでも調達できるわけではございません。一定のルールを設けております。その内容といたしまして、学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱がございます。

要綱を御覧いただきたいと思っております。

第4条に納入業者の指定は、次に掲げる事項により大口町学校給食センター運営委員会が審査し、教育委員会が指定するとなっております。次に(1)申請書による事業内容の審査、組織、経営の規模及び立地条件が相応であることや、(2)実績の検討及び納入物資の適否、ア、確実な取引先を有していること。イ、納税義務が履行されていること。ウ、納入希望物資の生産地または製造工場が適当な位置にあること。(3)保健所による衛生調査の良否などが掲げられております。

そこで、毎回私どもが注意して見ている点は、(3)の食品衛生監視評点でございまして、これが81点以上ないといけないことになっております。

今回の指定事業者につきましては、全てこの基準をクリアしております。ただし、米印がついています21番、22番、23番の3つの業者さん及び団体さんにつきましては、食品衛生監視点数がございません。この理由といたしましては、もともと農協さんや以下3団体さんは、教育物資を専門に取り扱う業者ではございませんし、特に営業をしているわけではございません。保健所が立ち入って調査するような施設、機械、設備等もございませんが、私どもが大口町産の野菜や果物などを給食物資として納入していただくこと、いわゆる給食における地産地消を推進する上では、なくてはならない業者さんでございまして。

町内で取れた野菜などをセンターに納入していただく時期の確認や調整をしていただきながら進めております。

この要綱に基づいて給食物資を調達しているわけですが、この業者を指定する流れを説明したいと思っておりますので、参考のほうを見させていただきたいと思っております。

学校給食物資納入業者指定の流れをいうページを御覧いただきたいと思っております。

申請者の受付につきましては、偶数年度の前年の12月で、1月14日に開催されました給食センター運営委員会での審査後、本日1月27日の教育委員会定例会での指定の議決をお願いいたしまして、2月には納入業者への指定通知、3月には納入業者からの誓約書の提出、4月1日の学校給食物資調達業務契約の締結の運びとなっております。

前回は26事業者ございまして、1事業者につきましては食品衛生監視点数が80点以下でございました。あとの2業者につきましては辞退となっております。23事業者の食材の納入は、本年度と同様支障はございません。

1月14日行われた学校給食運営委員会での審査の結果、特に支障がない旨の御承諾をいただきましたので、御報告させていただきます。

以上、議案第1号 学校給食用物資納入業者の指定について、説明を終わります。よろしく
お願いいたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

この案件につきまして、何か御質問等ございましたらお願いします。

御意見、御質問等よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、質疑ないようですので、これをもちまして質疑を終わります。

議案第1号を採決したいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたので、よろしく
お願いいたします。

議案第2号 給食費の改定について

○長屋教育長 続きまして、議案第2号 給食費の改定について、事務局、説明をお願いします。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 議案第2号 給食費の改定について、説明をさせていただきます。

議案第2号 給食費の改定について。

大口町立学校給食センターの管理運営に関する規則（平成9年教委規則第5号）第5の規定に基づき、別紙のとおり改定するものとする。令和4年1月27日提出。大口町教育委員会教育
長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、児童・生徒の健康の保持増進と体位の向上に資するため、
給食費の値上げをする必要があるからである。

1枚はねていただきまして、現行の学校給食費につきましては、小学校の児童、教職員等は
250円、中学校生徒、教職員等、その他職員は286円のところ、改定では小学校児童、教職員等
は270円、中学校生徒、教職員等及びその他職員は310円とする。改定日は令和4年4月1日と
する。

1枚はねていただきまして、議案第2号 給食費の改定についてでございますが、学校給食
費につきましては、平成29年4月の改定で小学校が250円、中学校が286円に改定後、5年が経
過をしております。

表は平成元年度から給食費の改定の経過でございます。

米印もごさいますように、消費税は平成元年度から3%で始まりまして、平成9年度には5%、平成26年度からは8%、令和元年10月からは酒やみりん等が10%になり、それ以外の食材費に関しては軽減税率が適用されまして8%となっております。平成29年度につきましては、物価上昇分と栄養摂取基準を満たすために給食費の値上げをしたところがございます。

2の1食当たりの賄材料費の推移を御覧いただきたいと思ひます。

賄材料費とは給食の材料購入費でございますが、令和2年度から過去3年の賄材料費は、小学校で平成30年度が260.35円、令和元年度が263.15円、令和2年度が257.34円で、3か年平均では26.28円、約10円上回っておりまして、中学校では、平成30年度が302.02円、令和元年度で305.02円、令和2年度は297.73円、3か年平均では301.59円で約16円上回っております。

給食単価以上の賄材料費がかかっていたこととなります。

賄材料費の計算につきましては、牛乳の価格は小・中学校同額でありまして、給食の量は中学校が小学校の2割増しであることを考慮して、概算をしております。

米印の2つ目の、提供する食事の内容によって年度間では変動がございます。令和元年度、令和2年度はコロナウイルスによる休校もあったことも変動の要因の一つでございます。

3の考察といたしまして、先ほど申しましたように、現行の給食費は平成29年度に小学校250円、中学校286円と定めておりますが、大口町では他市町より若干単価設定が高めとなっております。

資料にはございませんが、江南市、岩倉市、小牧市、扶桑町では、小学校が小牧市が235円で、その他は240円、4市町の中学校が270円でございます。

令和2年4月に改定されました犬山市の給食費が小学校が260円から290円、中学校が300円から340円に改定をされております。犬山市につきましては、小学校に調理室を持つ自校式方式でございます。

単価設定は調理規模による単価ではなく、栄養基準を満たす中で他市町より可能な限り食材の品質を高め、デザートや小魚を計画的に多めに提供することで、他市町より、よりおいしい、楽しい給食を現在まで提供しております。

2の1食当たりの賄材料費の推移でもありましたように、1食当たりの賄材料費は、過去3年で平均は小学校で約10円、中学校で約16円上回りました。

さらに、前回の給食費改定後、5年間の物価上昇に加え、天候不順による飼料価格や穀物価格の高騰によりまして食用油は1年前の約倍の値段となりました。卵製品についても約2割から3割上昇しております。また、原油の高止まりによる輸送コストの上昇による価格転嫁により、先ほど審議していただきました年間契約で据え置かれてきた食材価格についても、令和4年度は価格の上昇が見込まれております。

食材の品質や献立の多様性、栄養価を維持しながら今後も給食内容を落とすことなく提供し続けるためには、給食費を値上げ改定せざるを得ない状況にあると判断をいたしました。

4の給食費の改定額でございますが、現状の賄材料費、小学校260円、中学校で約300円に、今後の物価上昇を勘案いたしまして3%上乘せまして、小学校で270円、中学校で310円としたいと考えております。小学校で20円、中学校で24円の値上げとなります。

町の財政状況は大変厳しい中でございますが、現行どおり町の給食の半額助成を継続していく予定のため、新年度より保護者の負担額は1食当たり10円増の135円、中学校で1食当たり12円増の155円となります。年間190日で試算をいたしますと、小学校では1,900円、中学校で2,280円の負担増となります。

令和4年1月14日に開催されました大口町立学校給食センター運営委員会では、今回の給食費の改定の内容は、十分な栄養価、量を維持するためには妥当であるとの御意見をいただきました。

なお、附帯意見といたしましては、情勢等により値上げが必要かどうか毎年確認していくことが必要ではないかという御意見がございまして、今後、保護者、議会、町民に向けて給食費に関して毎年報告していくことといたしました。

2つ目は、大口町では栄養基準を必ず守ることを表記し、栄養基準を守るための値上げとしていただきたいという御意見でございます。

3つ目は、年間負担額が約2,000円増となりますが、負担するのが厳しい家庭もある中で、なるべくこれ以上上がらないよう努力をお願いしたいという3つの御意見をいただきましたので、御報告させていただきます。

以上、議案第2号 給食費の改定について、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御質問等ございましたらお願いします。

丹羽委員。

○丹羽委員 変な質問で、異議も何にもないんですけども、小学校の先生と中学校の先生がこれだけ差があるというのは、小学校の先生は量が少ないんですか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 おかずの量が多少、少ない。コロッケでも魚とかでも、50グラムであれば中学校は60グラムのものになりますので、そこでの差がつきます。あとは、御飯は、量で調整をしています。

○丹羽委員 小学校の先生はちょこっとしか食べられないということ。

○長屋教育長 中学校の先生に比べて2割少ない。

○鈴木委員 物によって量が違う。子供と一緒にのところから取り分けるからということですよ。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 そういうことです。

先生は、子供よりは多少量は多いんですけども、全く中学校の先生と同じということではないということです。

○長屋教育長 パンなんかでも小さいです。2割減ぐらい小さいんやね。

○丹羽委員 はい。

○長屋教育長 エネルギー摂取量も給食では2割ほど少ない。だから、小学校の先生のほうがスリムという、そういうわけにはいかない。

○丹羽委員 分かりました。

○長屋教育長 水谷委員。

○水谷教育長職務代理者 資料の2枚目の区分というところのその他の職員等というのは、どういふ方が含まれるんですか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 私ども給食センターの職員が毎日20人ほど食べておりますので、その給食センター職員になります。

○水谷教育長職務代理者 はい、分かりました。

○長屋教育長 あとよろしいですか。

鈴木委員、舟橋委員、よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、質疑もないようですので、議案第2号を採決したいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたので、よろしくお願いいたします。

◎日程第4 連絡・報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4、連絡・報告事項に移ります。

1点目、学校生活管理指導表の作成に係る助成について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長 それでは、失礼いたします。

学校生活管理指導表の作成に係る助成についてを御説明させていただきます。

資料のほうを御覧ください。

小・中学校では、学校生活において心疾患や腎疾患、アレルギー疾患など特別な配慮が必要となる場合は、医師が作成した学校生活管理指導表の提出をお願いしております。

その際には、少なからず文書料として費用を保護者の方に御負担をいただいております。その保護者の方の負担を少しでも軽減することを目的に助成をするものでございます。

表のほうを御覧ください。

これは今年度、アレルギー疾患、並びに心疾患や腎疾患の学校生活管理指導表を御提出いただいている方の人数になります。アレルギー疾患につきましては、小学校で55名、それから心疾患や腎疾患でこの書類を提出いただいている方が52名お見えです。この中には、重複して御提出をいただいている方が1名お見えになります。

それぞれ文書料の金額はお医者様がお決めになることですので、数百円からそれほど高い金額ではないと思いますが、2,000円から3,000円ぐらいの文書料を御家庭のほうで御負担をいただいているというのが現状だと思います。

この文書料を、上限3,000円をめどに町のほうで助成をしていこうというものでございます。今現在、107名の方が御提出をいただいておりますが、予算ベースでは120人ほど、予算額としては36万円ほどを予算化して、助成をしてみたいと思っております。これはまだ町のほうでお認めをいただいておりますので、今後要綱を作成しまして、要綱が認められた後にはまた学校へ御依頼をし、令和4年度分から適用をしていこうというものでございます。

ただ、令和3年度中にもう既に書類を提出される方も当然お見えになりますので、そこは遡る形になるかもしれませんが、要綱ができたとしても、令和3年にお支払いをいただいているもので令和4年度の適用するところについては対応をしていく予定にしております。

ただ、今現在、この学校生活管理指導表の文書料を医療費としてはどうかというような御意見がどうもあるみたいで、そういったものが医療費として認められれば、大口町の場合は小・中学生は医療が無料になっておりますので、この文書料も無料になる可能性がありますので、そのときには執行をしないという形で今のところ計画をしております。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件、何か質問ございませんか。

よろしいですか。

○鈴木委員 上限3,000円ということは、実費を申請して、3,000円以内であれば返ってくるということ。

○松井学校教育課長 例えば1,000円文書料が必要であれば、1,000円を助成します。それが3,000円超えた場合は、すみません、その超えた分は御家庭で御負担をいただきますが、3,000円までは町のほうで助成をするという形になります。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○長屋教育長 ほかによろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、次に移ります。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、お願いします。

○松井学校教育課長 それでは、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてでございます。

使用許可ですけれども、1番、申請者、特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブ、理事長 近藤登さん。許可年月日が令和4年1月17日。事業名がウィル大口スイムフェスティバル2022でございます。これは昨年度も許可をしているものでございます。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

その件よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

◎日程第5 その他

○長屋教育長 それでは、日程第4を終わりました、日程第5、その他につきまして、事務局、何かありますか。

○松井学校教育課長 特にございません。

○長屋教育長 委員さん方から、何かございましたらお願いします。

よろしいですか。

○鈴村委員 ここ数年、定例会をこの場所でずうっと行っているんですけども、以前は小・中学校でやっていたよね。今、このコロナ禍でいろんな行事もなく学校に伺う機会も少ないので、学校にちょっと御負担がかかるかもしれないんですけど、定例会をやったりまた各校回らせていただくとか、何か月に一回、いろんな学校訪問以外に普通に気軽にとというか、ふだんの学校生活を見に行く場があってもいいのではないかなということを常々感じております。

○長屋教育長 貴重な御意見ありがとうございます。

来年度以降になりますので、また検討をさせていただくということでよろしいですか。

○鈴村委員 はい。

○長屋教育長 そのほか、よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、連絡・報告事項は終わりましたので、事務局へお返しします。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 ありがとうございます。

それでは、最後に教育長、何か一言あれば。

○長屋教育長 早く終わりましたが、貴重な御意見等ありがとうございました。

本当にまだまだこれからオミクロン株がどうなっていくのかとても心配ではありますが、委員の皆さん御自愛いただきたいなと思います。ありがとうございました。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 では、以上をもちまして、1月の大口町教育委員会定例会を終わります。お疲れさまでした。

(午前10時00分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員